

議 事 日 程

- 1 議案第66号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 2 議案第59号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)
- 3 議案第60号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 4 議案第61号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 5 議案第62号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 6 議案第63号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第64号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)
- 8 議案第65号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 9 発議第2号 ごみ処分等調査特別委員会の設置について
- 10 委員会の閉会中の継続審査について
- 11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第66号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 2 議案第59号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)
- 3 議案第60号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 4 議案第61号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 5 議案第62号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 6 議案第63号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第64号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)
- 8 議案第65号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 9 発議第2号 ごみ処分等調査特別委員会の設置について
- 10 委員会の閉会中の継続審査について
- 11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	服部 千 秋
5番	長谷川 原 司	6番	井村 淳 子
7番	中井 政 喜	8番	橋本 恭 子
10番	花畑 奈知子	11番	北川 嘉 明
12番	上田 富 夫	13番	村田 興 亞
14番	桜井 公 晴	15番	佐野 芳 彦
16番	熊谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局長 上田 眞也
書記 西田 美智子

書記 木村 和義

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤 正弘
教育長 寺田 寛文
生活福祉部長 丸尾 満
教育次長 塚原 二良

副町長 八幡 儀則
総務部長 佐々木 正人
経済建設部長 富岡 慎一
財政課長 香田 大然

(開議 午前10時00分)

議長(熊谷直行) 皆さんおはようございます。

平成21年第8回太子町議会定例会におそろいでご出席いただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第8回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第66号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(熊谷直行) 日程第1、議案第66号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 おはようございます。

委員会審査報告書を読みながら報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第66号。付託年月日、平成21年12月8日。件名、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年12月9日(水)午前10時0分から午後4時28分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

先ほどの全員協議会でも質疑があったことですが、この船員保険法の適用者が本町にいないということであるが、今後そういう対象者が出ないのかというような質問がありましたけれども、これにつきましては、その報告書に書いておりますように、当局からは非常勤公務災害条例のほうで適用することが法律で決まっているので問題はないという答弁がありましたことを申し上げておきます。

以上です。

議長(熊谷直行) 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第59号 平成21年度
兵庫県太子町一般会計補正予
算(第5号)

議長(熊谷直行) 日程第2、議案第59号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 この間、私体調がすぐれなんだもんで途中で欠席しまして質問してないんですけども、もしほかの方が質問されて私が同じようなことをちょっと言うかもわかりませんが、お許しいただきたいと思えます。

まず、この債務負担行為の補正なんですけれども、2億2,050万円ですか、これ学校給食共同調理センターの調理業務等委託事業ということなんですけれども、なぜ委託にせないかんのか。しかもこれ3年間ですわね、これで見たら、19年のときに直営から委託ということで出たときにもいろいろ言ったんですけども、あのときはちょっと洗剤の事件等があったいろいろごたごたとしたような経過があったわけなんですけれども、建てかえの問題とかがありました。しかし、それで2年間何とか建て直すような形で、その間に2年あればこの給食問題については何とかいけると違かなというような感じできとったんですけども、またこれ3年間外部へ委託してしまうということなんですけれども、これ5年も委託してもたら今度戻れしまへんで、直営に。直営に戻さんつもりでやりよってん

ですか。その辺ちょっと答弁いただきたいと思うんです。

直営に戻すんなら直営に戻すメリットがなかったらいかんはずなんですわ。平成16年ごろからずっと約9,000万円前後で経費推移してきてますわね、給食センターは。ところが、ここへ民間委託してから、これ1億1,500万円ですか、2,500万円から3,000万円ぐらい増えとるわけなんですよ。普通民間委託ということで民でできるものは民でやりなさいというて今盛んに国のほうも言ってますけれども、民にするんで高うつくんやったら何も民間でやらんなんことないですよ。これの説明をいただきたいんです。何で高うてもよそへ出さないかんのやと。

以前にちょっと資料いただいとんですけども、町がやると人件費がずうっと年々増えていくんやと。あれ見せてもらったら、町職員が2人行つとんに2,000万円見とるわけですよ。ほんなら、町の職員というたら1人1,000万円も人件費かかるんかなと。普通そんな説明受けてないですよ。でも、あんた方が出しとる資料見たら、全部2人で2,000万円ですよ、給食センター。それで、平成30年までにまだ上がるというような計算で書いてあるんですよ。したがって、民間でやるよりも高くなると。あんなむちゃくちゃな計算したら、そりゃ高くなるんは当たり前や。だから、高くなるような計算をして、民のほうはあたかも高くなるような計算しとるだけのことや。でたらめですよ、はっきり言うけど、あなた方のこの給食センターの会計は、はっきり言いますわ、粉飾ですよ。ここに私資料持つとるから、いつでも見せますよ。決算、学校給食会のあの決算何ですよ。あんなもん粉飾でっじゃないか。そういう決算をやりながらあたかも民間のほうがいいんやというようなやり方、町長ね、お伺いしますけれどね、あなたもう、これ3年先というたら、あんたここにおるかおらへんかわからへんのやでなあ。何でそんな先までそういう委託せなあかんのや。1年ごとでええんと違う

んかいな。ほかの共栄食品とか、ほかのものは全部これ1年ごとでっじゃないか、契約、ここ書いてあるの、全部1年ごとやん。そうでしょう。パンも牛乳も飯も皆1年ごとやない。何でこの東洋食品だけ3年にすんのや。理由わからん。1年ごとでええやないかいな。おかしいよ。ほいでも、安いならええよ。高い高い、そんなもん何で2,000万円も3,000万円も余計払わないかんのやな。それで、しかもあの業者は地元と違うわけや。業者は東京やないかい。何で東京の業者にやらすのや。本社は東京ですよ。ほな、知っとるように、あんた、税金・もうけやって皆東京へ行ってまうんやでな。ここ落ちへんのや。従業員やったてやね、以前のときやったらほとんど町内の人やってんな、働きよんのが。今は違うでしょうがな。この仕入れ業者見たってそうですわ。何で町内、地産地消ということがこれだけ言われよんのに、何でそういうことに努力払わへんのや。それで、7,500万円払いよんですよ、東洋食品に。ほとんど人件費でっじゃないかいな。7,500万円のうちほとんど人件費や。その金が全部町から出ていってまいよんですよ。以前やったら、二十何人の方がパートで働きよった人全部町内で落ちよったやないかいな、金が。ほれで、その人らにはある種もっと人件費抑えて抑えて抑えてや。委託した途端にやね、ええとこみんな東洋食品が持って帰ってまいよんやないかい。それで太子町はどないするつもりなんや。そないに裕福違いますよ、太子町は。少なくともやっぱり地元の仕事を持ってくるということで、よその町どれだけ皆苦労しようか。町営住宅まで建てて人来てもらいよんですよ。どうぞ来てくださいというて。太子町は幸いなことにそこまでせんでも住宅は増えてますわ、人も増えてますわ。でも、何にもよその町まで、よその東京のほうの業者に金持っていかさなんことないでしょうが。地元を落とすというために皆どれだけ苦労しよるかということや。

ほいで、これ直営でやるということをはん

まに真剣に考えてみたことあるんかいな。委託さえしといたらええわと。それも、そら高い金払たら、そら業者やってくれるわ。自分ら、食べ物みたいなもんね、これよう聞いてくださいよ、食べ物みたいなもんね、あなた外食がええさかい言うて、朝昼晩とコンビニの弁当食うてみい、おいしくないやろが。一緒や、給食も。業者がやるのと、太子の給食が僕はよかったんはパートのおばちゃんが、お母さんが来て我が子の飯をつくるようにして一生懸命しよったからおいしかったんですよ。そんな職人がつくって、つくったもんというのはだめとは言いませんよ。だから、その辺、食ということについて私一遍教育長にちょっとこれも聞いてきたいんやけども、学校給食の中で一番大事なもんというたら何ですのや。私は飯食わすだけが、おいしいもんを食べさせるだけが食育やないと思とんですよ。

まず、今私がいろいろ質問しましたけれども、お答えをいただきたいと思います。

それからもう一点は、今のはその施設の問題ですわ。この間うちから電気のこともありましていろいろ給食センターへ行かせてもらいよんですけど、かなりやっぱり施設傷んでますわ。傷んどるというのは、私びっくりしたんやけども、ちょうど車と言うたら、例えば20年、30年ボンコツの車に乗ったような、ボンコツの車に、中古車に乗ると。それを手入れせんと、とにかくもう何でもええさかいもう前さえ走ったらええと。前と後ろさえ行ったらええわというような乗り方しとう車みたいなのが給食センターですわ。古いやつを、古いやつは古いやつでええんですよ。けれどね、もうボルトは腐ってもとるわね。あんなもん何でかえへんのやて。全然手入れないでっじゃないかや。あんなことしたらもうそらわやになってまうわ、施設そのものが。3年も5年もあれ手入れしてへんで、あれ。何であんなむちゃくちゃな使い方しよんやて。機械でもそう、人間もそうですよ。人間も機械も一緒なんですよ。やっぱり手入れ

て直すべきは直してきちっと手を入れていかなんたら、そらわやになってしまう。ろくなもんにならへんのや。給食センターで図らずともいろんな事件が起きて、最後は洗剤で山上げてしたけども、あれはもうあの機械と一緒にでっせ。起こるべくして起こるとるわ。だから、もうあんなもんどないでもええわ思ったんちゃうか、はっきり言うたら。もう機械でやったら、例えばもうこの調理機器はさら建てるから、もうそんなもん金入れるなと、ほっとけと。そんな使い方してきたような感じ。見てってみい、一遍。あんたら毎日行っとうさかいわかつとるか知らんけど、あれでわからなんだというのは不思議やがな。だから、機械と一緒に人も同じような使い方してきたんちゃうか。もういつでもここやめなあかん、あんたらもうやめるもんやったらやめたらええがな、どないでもせえと。そやから、教育も何もせんとほかいてきたと。管理者の責任ですよ、あれは。だから、管理能力がなかったということですよ、悪いけど。恥ずかしい思わないかのでっせ。経営者ですやん、一つの工場と考えてみなはれ。経営能力なかったんです。

ほいで、また私が今言うたように、今度のこの学校給食の東洋食品でいこうと、3年間いこうというて決めたのはだれですな。だれの意見を聞いて、だれが決めたんか、決定をしたのか、そこまでお答えいただきたいと思ひます。3遍しかないやろ。

議長（熊谷直行） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 債務負担行為についてのお尋ねでございますが、これまず委託の関係でございます。これは今まででもいろいろと議論されたところでございまして、私どものほうは平成12年当時でしたら、いわゆる直営でもちろんやっておった時期でございますが、その人件費等で1億円からかかっておったと。その中で行政改革でそれをできるものは民間へ移していこうというような大きな流れがございまして、そういうことで、今言われてるのは最終的には人件費6,000万円

程度でしたと思ひますけれども、それは、ご存じのように、正規の職員2人とあとパートということで、最終的にはそういう格好になって民間に移行していこうということでございまして、その時点だけ見ていただいたら、そら当然人件費、その委託費と人件費と比べたら直営ので安いというようなことになるわけでございますけれども、その経緯というのが当然ございまして、そこら辺も考えていただきたいというふうに思ひわけでございまして。

それと、何で1年、それは物資の関係については当然1年契約ということでございまして、委託については委託業務でございますので、1年交代じゃなしにある程度のスパンで2年なり、3年なり、5年なりといういろいろと考え方あると思ひますけれども、当初については、これは改築をしていこうという考え方のもとに2年で委託を一時は、とりあえずは2年でやろうと。その後については改築がもうできとるだろうから、それから3年ないし5年という考えでおったわけでございましてけれども、ここご承知のとおり、今財政的な面もございまして、今の改築はちょっと先送りといひましようか、そういうことにして、今は現状を維持していこうということで補修をしながら、更新しながらきておるわけでございますので、ですからスパン的としては安定的な給食、業者をころころかえるんじゃなしに、そういうことからいくと一つの3年ぐらいが適当だろうということで考えて3年というふうにしております。

それと、施設の問題でケアのメンテの話が出たわけですがけれども、今の機械は確かに定期的にかえていったらよかつたんかもわかりませんがけれども、ほとんどの機械は今の部品ですね、製造していない部分でございますので、最終的には入れかえ、更新をせざるを得んのかなという気はいたしてあります。

それと、なぜ東洋食品かということですがけれども、これにつきましては最初に平成19年に一般公募のプロポーザル方式によりまし

て、ご案内のとおり10社の申し込みがありましたんですけれども、その中で現地の説明等々した中で5社は辞退されたということで、5社によって19年度はプロポーザルを行ったという経緯がございます。今回については、その5社について指名型のプロポーザルを行ったと。それによって、今現在では東洋食品がこの事業の、これについては選定委員会を開いたわけですが、その中の8名の委員によって開いて、最終優先権、いわゆる交渉の優先権が東洋食品にあるということで、この債務負担行為が可決されると、あとその後によって交渉をしていくと、金額的な交渉を。それで、業者を決定していくというようなことになります。私のほうからは以上です。

議長（熊谷直行） 教育長。

教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

学校給食をどのように考えているかということなんですが、やはり食というものは一番人間の基礎となるものですので、バランスのよい、この栄養士によって献立をつくり、基礎体力をつくっていくと同時に、食べることによってそのマナーとか秩序とか、そういうものも指導していくというようなことと思われれます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 町長、何か答弁ありますか。

上田議員。

上田富夫議員 今教育長と次長が答えてくれたけど、あんたらにそないな決定権あるんけ、業者の、この業者にするという。あらへんだろうがな。あるんけ。いや、町長がやるんちゃうんかいな。ほんなもん、あんたらにあると思われへんで、とてもやないが。人事権もあらへんしやな、何もあらへんやないかいな。

それと、学校給食会にやな、言うたことちゃんと答えてくれよ、おまえ。学校給食会は粉飾決算というたの、それ答えてへんやないかい。違うなら違う言うてみないな。これ証

拠あるがな。あるさかい言いよんやで。ない言うたらこれ見ててくれや。いつでも。これ説明してみい。ほやから、私は3遍しか言われへんから、だから一遍言うたこと全部答えてくれ言いよんのや。

それから、教育長ね、学校給食というのは、いや給食やなくて、食というのはやっぱり子供の時分にやっぱり基礎をつけるというのはもう一番大事でしょう。やっぱり自分の管理という能力、これ以上食べたらあかんとか、こんなもん好きや嫌いやとかというのは子供んときにできるんやから。だから、そういう大切な時期なんですよ。そやから、今の子供、給食や言いながらお豆腐切れ言うたらよう切れへんで、子供。でね、食事でもこんなことこないなところで言うこと違うんやけれども、押して切る材料、包丁を、引いて切る材料、抑えて切る材料、皆あるでしょう。あんた、答えられますか。押して切る材料はこれやて、引いて切る材料はこれやて。そういうこともきちっとやっぱり、よそはやっとるんですよ、食でやっとるところは。ほんなら、ほんなもん業者に任せてもて、もう出前と一緒にや、食事はいいい言うて。そんなことさせてもたらあかんちゅうのや。

二十何人のパートの人が来て一生懸命やりよった。ほんまに一生懸命やりよった。あのと結構できよったやないか。何が不足やったんじゃいな。ごじゃしよったん学校、あつこの、県から来た職員やったんやで。あれのほうで献立ごじゃしよったんやないかい。だから、そのパートの人が右往左往しよったんや。そんなこと知っとんかい、あんた。焼き肉させたん知っとうか。一人ひとりに焼き肉させただろうが。結局半分まで焼いたときに時間が来て、あとどないもならなんだから、なべ入れていって配っただろうが、半分はよ。そんなもんな、何千人もの焼き肉ができる道理がないやないか。それ初めから言うたんや、そのパートの人は。これはこんなもんして焼けへんと言うとんのに、栄養士が焼け言うて焼かせたんやないかい。ほんで、半

分焼けたとこで時間が足らんさかい言うて、あとの半分は、おまえ、だあっと油でいって、ほれで配ったんや。そういうことをしたんだれや言うのや。働いとった職人と違うよ、職人というて、そこで働いとう人と違うんやど。それを管理しとった栄養士とか所長とか、そいつらの責任やないかい。その問題を棚に上げといて、うまいこといかへんからどないやから言うて、ほいで業者に任せてしまうというて、そんな無責任なことあるんかい。それやったら学校やめといて塾に行かせ、皆、生徒を。そのほうがよっぽどましやわ。何と心得とんのや、教育というもんを。

ほらな、いろいろそらしがらみがあって、そら金が動くのわかるで。だけど、子供の給食代まで食べ物にすな。余りふざけたことすなよ。僕は絶対こんなもん認めんで。

ほれで、3年も何じゃ、これ。自分ところでやる気がないんかいや。何でやれへんのや、自分ところで。やれるやないかい。1億円足らずでやりよったやないかい、8,000万円、9,000万円。それは、あなた、平成12年と13年のときは1億2,000万円とか3,000万円ときあったわ。それから、合理化して合理化して合理化して、8,000万円、9,000万円になった言うんや。それ結構な話や。それ続けたらええやないかい。何でやめてもたんじゃいな。洗剤事件が起きたというのと全然違う次元の話やでな、合理化というのと。合理化やったから、洗剤事件が起きたん違うでな。そんな何もかもみそも一緒くたにしててもて、せっかく1億円切った体制で給食ができるようになった時点で御破算にしててもて、ほでこんな3年間もこない、あなた、3年で2億2,000万円も金払わなならんちゅうのは、こんなふざけた話あるかいな。こんな使い方やめてくれ、ほんまに。税金やで。あんたら家でも田んぼでも売って金出しな、それやったら僕は何も言わへんわ。そんなんむちゃくちゃやがな。

じゃあ、これほんで聞いてみないな、これ、この学校給食会のこの金。これ説明でき

るか。ちょっと休憩してくれや。説明できるか。こんなふざけた決算あらへん。皆だれが見たってすぐわかるが。

ほいでまた、こんなもん、おまえ、大きな判押してやな、これ南国市や、これと違う、太子町のやつや。

(桜井公晴議員「休憩したらどないや、わからへん。休憩したらええが」の声あり)

うん、ちょっと説明するわ。

ほいで、ついでに言うとかけど、あんな、委託やさかい3年言うたやろ。これ委託と違うんけ。共栄食品、これ委託やで。そうやろ。

それから、米飯。米飯もこれ共栄食品の契約と、それから体育協会との契約があるのや。だから、何で業者と直に取引せえへんねん。これちょっと話が横にそれよるさかいに余計なことや言われるかわからへんけど、これ米飯売買契約書、圓尾哲一と財団法人兵庫県体育協会との契約になっとんや。それで、ここにずうっともう体育協会から小麦粉からショートニングから砂糖から脱脂粉乳から精米もパン、小麦粉、全部これ学校給食、体育協会から買うようになっとんのや、これ。ほいで、委託契約やん、これ。なんじゃい、これ、売買契約違うんか。おかしいよ、契約自体が。ほいで、間へ1つ業者入れたら、ほんなもん高なるやろがいや。おまえ、直接間に抜けてユニクロがそうだろうがいや。間抜くから安う提供できよんやろが。そら間へ余計なもん入れたら高なるん決まっとるがな。向こうやったって構成員いるがな、体育協会やっただ。何でそないことするんじゃ、そやから。いろいろな問題抱えとんのに、こんなもん3年間も何でこないことするんじゃいな。まだほれで、おまえ、給食問題特別委員会、結論も出さんと何も、やっとな結論出しかけたときにいきなり3年間ぼおんと頭ごなしに来るとは何どいや、おまえ。ちょっと説明してくれや。そのままこれや。

議長(熊谷直行) 教育次長。

教育次長（塚原二良） いろいろと言われましたですけども、焼き肉の話は初めて聞いたようなことで、それは私もそこまではわかりませんでした。

それと、人件費のことを言われたんですけども、いわゆる何遍も申し上げてるところでございますけれども、正規の人を、要するに職員使って、私も人数ちょっと忘れましてですけども、12年ごろでしたら1億円から人件費がいていたと。それを行政改革の中で民間に委託するという前提でパートに退職、正規の職員を採らずしてパートに切りかえていって、最終的にはもう職員が2人になってパートばかりだというような状態で切りかわったもんですから、その状態を比較していくと、そりゃ委託費がべらぼうに高いんじゃないかというような議論をされるわけですけども、これはそういう過程があっただけで、当然今後それを維持していく、その当時のことを直営でやるということになりゃあ人件費、いわゆる正規の職員も雇いしていったら、そういう人件費が1億円ぐらいですうっと推移していくのではなかろうかというふうなことになるかと思えます。

それと、業務委託の何で3年ということでございますけれども、これはどこともそうですけれども、1年交代というのも不安定ということで安定的にある程度の期間が必要だと。職員を、いわゆる調理員の関係等々ございますので、3年ぐらいが普通は適当だろうということで、どことも委託しているところについてはそういうことになっております。

それと、給食会計のことについて私はちょっとそこら辺は存じません。

それと、体育協会との契約ですけども、これも体育協会のほうが、いわゆるパンの場合でしたらいろいろとショートニングとか粉とか言われましたんですけども、これは県の体育協会が大きな業者と、要するに入札を行って安定的に単価をそこで決めて、そこで県下の給食やっているところに単価何ぼというふうなことで、これはひとつ体育協会が絡

んでるといのは安定的な供給ということが前提だろうというふうに考えます。

以上でございます。

（上田富夫議員「学校給食会、どないするん。3回やで」の声あり）

今お答えしましたように、学校給食会の学校給食会計について私存じないところでございます。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 存じ上げておりませんというて、これだれがほんなら主催してしょんじゃが。教育長、あいさつしとんやで。ほれから、学校給食会の会則あるがいや。教育委員会抜きでしょんけ。違うだろう。これ、おまえ、会則あるやないかい。ほいで、僕は何で言うかというたら、ここ会則あるんよ。何であんたら教育委員会はこれ抜きなんじゃ。どこにそないゆうて書いてあるんのや、教育委員会は抜きというて。教育委員会事務局職員代表というて書いてあるやん。そのもんが出てこなんだら答弁でけんのかい。そんな変な組織なんかい。おかしいやないか。何でそんな給食会がそんなごじゃな会計報告はしていないと胸張って言い切れんのかな。普通そうだろうがいな。いや、管理者というたらそんなもんだっせ。下がそんなことしてまっかと、もしそんなことしとんやったら、私が謝りますと、首かけますというのが管理者やがな。何も知りまへんわ言うて、どこがやったかわかりませんちゅうなあ、そんなむちゃなこと言うてもろうたら困る。通らんで、そやけど。これは1年分やけども、これ一遍ほんま10年分さかのぼって調べてみたいわ。

それと、人件費のことやけど、合理化して職員を減らして減らして、パートで対応して、それでやっとな、一番安いときやったら八千四、五百万円まで経費が落ちたわけや。高いときやったら1億2,000万円、3,000万円いきよったわけや。それがほんまにもう平成19年やったら8,000万円ちょっとでっしょないか。それがええとか悪いとか別にして、ほんならその人件費で、例えば17年、18年、

19年、19年は洗剤事件が起きたとしても、職員については何の問題もなかったやろうが。何かあったんかいな、給食が遅れたとか、その辺ができなんだとか、あったんか、何か。何にもなかったやないかい。何にもなしで8,000万円、9,000万円、9,000万円前後の運営をしょってやで、何で切ってしまうんじやいな。そやけえ、考えようによったら、職員がようけあって1億何千万円という金を使いよって、そのときも問題なしにいきよったわけじゃ。それで、どんどん職員減らしてパートにかえて、それでも問題なしに動きよったということは、いかにパートの人がよく働きよったというこっちゃがな。もっと給料上げたったらよかったんや。絞って絞って絞り上げて、今から思うたら、ほんまにあのパートの人に情けないことさせとるで、あんたら。民間委託したら、その人件費ではとても受け付けてくれへんと、やってくれへんと、だから7,500万円にぼおんと上げたんだらうがいや。これやなかったらやっていけまへんと。もしそれどうでもそうでなかったらいかなんだ言うたら、そしたら17、18、19、この3年間の8,000万円から9,000万円できよったこの人件費でやったというこの3年間、働いた人の何やったんや、一体。あんたら一人ひとり謝りに行きな、申しわけないことしたと、安い安い給料でこき使うて済んまへんでしたと。当たり前やで、それ。

僕はそうやなしに、あの体制でやれるんやで、ほんまに。19年体制でできる体制なんやで。それを無理やり東洋食品に切りかえてもつたやないかい。2年間でそれに気がつくんか思うたら、あんたら2年間ほんまに何しよったんや、一体。ほいで、これ3年延ばすちゅんやと。あきれ果てて物も言えんのか、ほんま。私は2年間の間に気がつく思うたんや。こことこことこことが無駄があると、だから7,500万円の、あんた契約しとるけど、ほんまはそないに要らんやないかと。ここ削れ、ここ削って、ここしたらこうやと言うんかいな思いよったら、同じ値で3年間またや

る言うてや。ほんまええかげんにしてくれよ。

議長（熊谷直行） 上田議員、質問をまとめてください。

上田富夫議員 いや、答えへんから困ってまんのや。だから、なぜその7,500万円も出して委託せなあかんかという答えが出てこうへんのやがな。出してくれや、一遍、その、こうせないかんさかいにこれだけやというのを、きちっと説明してくれや。一番最初に言うたぞ、なぜ民間にせないかんのやと。その答えが出てこうへんのやがな。直営でやったら何ぼやと、ほれから委託したら何ぼやというのは前に出とうで、前には。だけど、あれはでたらめ。ボイラー士やらあんなもんは免許さえ持とつたらええのにやな、わざわざ別に人件費で上げとうだろが。あんなむちゃくちゃな金の使い方したら、そら7,500万円要るわい。だけど、もっと真っ当な、直営のときにボイラーマンに、あんた、220万円も手当出しよったか。出しようへんだらうがい。それ直営のときにささんとして、委託にだけ何で出すんやて、その辺の説明が全然何ぼ言うてもあんたらせえへんのか。プロポーザルや何や言うてへちまでも、そんなプロポーザルなんてどないでもええんや。あなた方の意思、こうやという資料に基づいた意思だけを言うてくれたらええんや。もうこれでしまいやから最後言うてよ。

議長（熊谷直行） 教育次長。

教育次長（塚原二良） それは人件費の話が出るわけですけど、何遍でも同じような答弁になってしまうと、何遍でも同じようなこと聞かれたら。というのは、一番初めに言うたように、落ちつかないかな、ちょっと、カッカしてしまう。

平成12年当時は直営でやっていたと。それをずうっと維持するんでしたら1億円からかかっていくと。

（上田富夫議員「違うわ。だから...」の声あり）

だから、それ、そこを.....

(上田富夫議員「そこを説明せえ言よんや」の声あり)

だから、細かいこともう言わんというて、もう。

だから、そこら辺の考え方で行革で民間にしていこうということで退職者については補充せずに来ていたと。その最後のところでそういうふうと言われるから、その年には確かに直営ので安いというような結果になっているということでございます。

何やったか、もう頭にきてもうてわからんようになってもうたがな。

以上です。

議長(熊谷直行) ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今ね、やはり上田さんが言われるのも僕はもっともやと思いますよ。当然、私も今までに言ってまいりましたように、これを改築ありき、あるいはその方向としての外注するという形でやってきた結果、それぞれやめるように追い込む、あるいはパート、そういう形でやってきて、そして実際はいろんな経費節減ということの工夫が凝らされた結果、18年、19年度のような体制でも給食は何の問題もなしに供給できたと、そういうことを考えてみると実際にここでやれたのではないかと。ほいで、正規の職員とかいろいろありますが、業務ですから、短時間の勤務でもでき得るようなところ、そういう性格の仕事でもあるわけですから、あの体制でも問題なくできたという根拠ができてるわけやね。だから、そういう点からいえば、委託によって何も高くなる必要はないし、そのことをおっしゃっている、それ当然だと思います。だから、そういう点ではきちっと12年当時の説明を何ば繰り返してもそれは違つと、それはそのときは経費がかかり過ぎておつたということで、経費の節減という経過から見れば18、19年度の体制っていうのは、そういう方向に、収束していく方向に持っていったとはいえパート中心に給食ができたというこ

とは紛れもない事実だと、そういうことから見れば当たり前のことをおっしゃっていると私も、そやからそれらはきちっと解明しないといけないと私は思います。その点ははっきりさせていただきたいと。

それから、私もこの2億2,050万円の債務負担行為でまたぞろ東洋食品とそのまま延長することについては納得もいかないし、という、前にも聞きましたけれども、プロポーザルの結果はここに常任委員会に提出するように求めておつたことが出ております。前の契約に至ることでの仕様というのがあるわけですから、この仕様は現契約でのこの間委託契約を結んで業務をやってきた、展開してきたわけでありますが、この間の反省、総括の上に立って今の契約の条件等に不備があれば見直す、そういうことが当然必要です。それは、だから年度、何年契約ということも含めて、また契約金額、これはこれから交渉権を持って交渉すると言っておりますけれども、これまでに債務負担の行為の中で、私の経験では債務負担予算案の限度額を決めるんですけども、限度額をほとんどいっぱい使うと、そういうことです。だから、そういう面で言えば、限度額いっぱい交渉する可能性というのは十分あるわけですから、このような契約のあり方っていうのは問題だと思いますし、金額を設定するに当たったの中ではこれからどういう基準で、例えば東洋食品の場合も折衝をするかというたら、重大なことになると思います。そういう点でこれまで不備がある場合、全部を総括し、その上で今の契約の条件とか、そういうものを見直す、当たり前のことだと思うんですね。年度的には何も長期にわたる必要はない。毎年検証するほうが大事だという面もあります。よければ翌年もということになるわけですから、1年契約を更新していくようなことではっきりさせていくほうがよっぽどいいと私も思うんですよ。それらのことについて、一応はこのプロポーザルの内容的には、それから委員会で評点を入れてこうなりましたと、その結果

これから交渉権があるのは東洋食品と、こういうようなことを言ってるわけですね。だから、しかし現契約との絡みできちっと総括して金額、それから対応するものとか、それから体制の問題、全体としても、先ほども上田さんがおっしゃっていたように、ボイラーに係る人は免許を持った者がそこに配置されているということが条件であるってということについては、給食問題調査特別委員会でも言ったように、専任の者でなくてもいいわけです。だから、そういうようなことのために金がかかるような契約をしてはならないと。こういうふうにも思います。それらのことで仕様に係ることについてはきちっと本席でも説明をし、限度額は使わないと言うなら使わないというような説明もなされないといけないということだと思んですが、その点と。

それから、やはりこういう契約を繰り返すことによって固定的になる可能性がある。例えば、皮革汚水前処理場の運転管理契約、さらにはごみの収集、瓦れき処分場、警備保障等々あるわけですね。これらのことについてはもう固定的になっていくようなものが形づくられていくということで、その中では金額の検証も行われずにされるおそれもある。こういうようなこともありますので、これらのことについてはきちっと説明をするべきだと思います。そやから、前回の仕様と今回の仕様で内容的にどうかということで検討した結果ってということでやはりここでは説明を求めておきたいと思えます。それで、限度額がどうかにつきましても説明を求めたいと思えます。

議長（熊谷直行） 町長。

町長（首藤正弘） ちょっと1点だけ、今いろいろと議論されてますが、この委託問題、なぜ東洋食品に委託をしたかという件でございますが、これは今次長も上田議員の答弁でもずっと言っておりますように、平成12年からずっと積み上げていき、経緯、経過等々も職員で対応すればこうなりますよというご報告もさせていただいてると、私はその

ように思っております。そして、逆にこの議会、委員会等々でもご説明させていただいておるときに、そこまで絞り込んでいけばやはり大変なことになるのではないかというようなご質問も私はちょうどしたような気がいたしております。職員2名で現場が管理できるんかというようなことも言われたというような記憶もございます。そして、やはり行政改革の中で委託に取り組んでいこうということで教育委員会のほうと協議しながら、また現場の職員またはそのパート従業員の皆さん方とも話をさせていただいて、それで18年度からですかね、委託は。そこへ持っていこうと、19、ということで、この委託に転換したという経緯、経過がございます。何も説明せずにそうした委託業務に持っていったということはございません。議会、委員会でも報告もかねがね表も出させていただいて、教育委員会のほうからさせていただいたというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷直行） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 町長のほうから人件費的なことはお答えをいただいたんで、私のほうからは委託について1年が何で3年だというようなことになるわけでございますけれども、これについてはやっぱり業務ですので、物を買うとか、そういうものではございませんので、調理をしていただく、いわゆる調理業務でございますので、1年ころころかわっていくじゃなしに、やはり安定的なことを考えたら3年ぐらいが普通だろうと。これは太子町だけじゃなしに、ほかの調理業務の委託についても調べました。やっぱり3年、5年というところがほとんどでございます。それによりまして、今回については3年ぐらいが妥当であろうというふうに考えているところでございます。

それと、ボイラー士、もちろんこれは専従じゃなしに兼務でボイラー士は入れている。それと運転とか、そこら辺の業務、いわゆる専門的にそれだけじゃなしに兼業でほか

にも仕事は当然行っているということだと。

それと、東洋食品、今回の場合は東洋食品ですけれども、これが固定的にならないかということでございますけれども、これは今回は指名型のプロポーザルを行ってこうやったわけですけれども、委員さんの中にはやっぱり違う、点数的には違うところがいいということもございました。しかしながら、初めて決めましたので。総合的な点数によりますと、東洋食品というような決定になったわけで、それと契約についても7,000万円が今4社の中では一番東洋食品が金額も7,000万円を提示してきておりますので、一番安いということでございます。その中で交渉するわけですけれども、それは仕様書の中では見ていただいたらわかりますように、今まででしたら小さな、要するに消耗品的なものですが、それはこちらが払っていった部分もでございます。例えば、ごみ袋等々についてはこちらのほうの、いわゆる一般会計から言われたら買って渡していった、提供していったというようなこともございまして、そういうのは業者持ちにしよう。そういうものは結構ございます。それと、配送車についても一時的にはこちらが費用負担して、その部分をまたいただくというような、そういう手続的なことも簡素化しよう。向こうで向こうの費用でもってやっていただくというようなことも、この仕様書の中ではいろいろと改善したところもございます。そういうことも含めて提示されたのが7,000万円、今まで、昨年と同額の消費税抜きの7,000万円を提示しているということでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井さん、反対ですか。反対で。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は今も問題になっておりますこの業務請負に係る債務負担行為の予算については承知をできません。質疑で言ったことを余り繰り返すことはどうかと思いますのですが、しかし先ほども言っておりますように、契約期間も3年ということについては年々私は検証しても、いかに給食業務であっても、むしろ検証するほうがいいと、このように考えます。

そしてまた、契約金額、いわゆる債務負担行為の関係もほぼ決まったような形で上限で契約をすると、こういうようなことでありますから、本来ですと本当に上限額として十分な折衝をして必要なことを行うというのが大事であります。にもかかわらず、金額の提示は7,000万円プラスの消費税と、こういうような形で来たものを、それから陣容、今いろいろ言うてますけれども、これらの陣容は少なくとも一番多く経費がかかるのは総人員についてであります。27名というのが今の契約に係る仕様書、それから先の契約に係る仕様書もここが同じであると。同じ必要が本来あるかどうか、この仕様書をつくって合理的に管理運営するということに工夫なり改善が凝らされても支障がなかったはずだということです。ボイラーのことも一部言いましたが、今の段階ではこの経費にボイラー技術管理士として何ぼと、金額は私はちょっとここにはありませんけれども、何ぼ支払う、それらを積み上げて実は7,500万円になると、こういうようなことでありました。今度もそれはまた変わらぬと思えますし、そういうような変わらんような状況で町が査定をすると、この基準によって査定をするような形になる。先ほども言いましたように、皮革汚水前処理場なんかのところもそうです。何人役でどうするか、そういうようなことを町が査定をするような格好になってくる、それがプロ

ポータルの実態のように思うんですね。ごみの収集も当初からいえばそうです。何人役、何台、何人役かかってこれだけと。そしたら、町がそれだけのことを査定をしていく中で、ここを切り詰めればこうやということもできるわけですね。そういうことをやらずに、もうこういう仕様書をもとにしてそれだけを曲げないというような形で契約するなどはもってのほかだと。経費を節減していくというのは大事でありますし、人的体制についても工夫が必要だと、こういうことがあります。

さらには、この期間に本来この契約上で何が問題であったか、何がよくて何が問題であったか、そういうものがきちっと検証をされて、また検証検討されて見直すべき部分が事前にやっぱり説明をされて、そして今回のような契約に結びつくような運びになるということもあります。そういうことと民間委託の継続か、それとも直営で実施すべきか、それらも当然検討の中に入ってこななければならないと。にもかかわらず、それらが入っていないような状況では完全に説明された議案とは言いがたいと思います。

ただ、今町長が説明をしたと、こう言うておりますけれども、やっぱりそれはその時々説明はあっても、内容的には問題があるということが絶えず言われてきた経過があります。減らすべきして、また改築を前提としてやってきたと。職員がなぜこうなるかということについても追い込んでいったと、こういう論議をここでしたことは覚えとってやと思います。そういうような経過があるわけですから、説明は確かななされた。議会の議決も私は反対でも可決をしたと。それはあります。そんなこと認めんとは言ってるわけじゃないんです。しかし、改築を前提にしての取り組みをしてきたことは事実。ほいでまた、人を少なくしていく、人を少なくするということは正職員を減らして臨時職にかえていく、それで職場環境もおりづらくしていくというようなこともここで触れた。そういう

ことが結果として一つの、その中でも8,000万円、9,000万円でき得る体制が整ったというような経過があるわけですから、これらのことを踏まえていきますと、それらの犠牲の上に立って運営されたとはいえず、それらで十分、いわゆる4,000食の給食はそれでもできたと。だから、それらを継続するというのも大事であるし、また契約期間は1年にして、もしこれで進めるについても1年ごとに検討をし、契約当事者をかえていくようなことも工夫の中にはあってしかるべきと、このようなことも考えます。

金額的にも同じ金額というわけにはいかないと思いますので、それらについてははっきり軽減されていくべき性格のものだろうと、今日の段階で。そういう経費の面も含めて、この債務負担行為の予算については反対なので、その旨討論をして反対の討論といたします。

議長（熊谷直行） 先ほど討論なしと申し上げましたけれども、拳手されておりましたので、その討論なしの言葉は取り消させていただきます。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 この債務負担行為の2億2,050万円ですか、この金額のまず積算の根拠がもう全くない。19、20年でやったから、その繰り返し以外にないんですよ。なぜ3年間でこれだけが要るかという中身の説明が全くない。こんな金をやね、支出を認めるわけにいけませんわ。それから、例えば米飯、米、米の米飯、あれ一つとっても、あれ今稼働しよる能力余ってもとんやな。ということは、共栄食品でやらずから、今のうちの機械は能力が余ってるわけや。それ知っとるか。あの機械、2,000食はいける機械なんやけど、2,000食稼働しようへんだらう。共栄食品のほうへ目いっぱい出しようやんか。向こ

うへ出したら58円やろう。自分とこでやったら二十七、八円だろう。そういうこととか、今度金入れて床面整備したけども、あれ前からウエットでしようへんだらう。あんたらウエットやウエットや言うけど、ウエットの炊事見てったことあるか。今はもうドライやがな、あれ。いや、前からそうやけども、今度は特に。議員が何も知らんさかい思うて口から出任せに説明しとんだらう。そうでないんやで。あんなもんウエットのところ行ったら長靴履いて前かけして、ほいで手袋履いてこうしてやとるが。あれウエットで。

それからもう一つは、金が全部町外いってまうということ。町内に落ちへんねん。こんなこといろいろ考えよったら、とにかくこれは今これ採決せんと、しばらくもっと練ってね、まだ時間あるんやから、納得した上で私は税金は使うべきもんやと思いますので反対します。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

井川芳昭議員 私もこの債務負担行為に関する学校の給食調理業務委託事業に関しまして、いろいろと今までに学校給食センター問題の特別委員会でいろいろと話してきて、いろんなことでこんなところに金を使う必要はないんでないかというようなこともいろいろと議論してきまして、先ほども次長の説明にも今まで説明したとおりやと、プロポーザルの件も含めてこれでやっていくというようなことを一応説明受けたんですけれども、同じ説明をしても同じ回答しかもらえないと。また、先ほど来も町長が行政改革、行財政改革の中でやっているというようなことも触れられました。でも、どちらにしても行財政改革をするのであれば、経費が安くなければ、今までかかったよりも安くなければ全然行財政改革の意味がないと思いますね。これ皆さん

おわかりになると思うんですよ。いろんなことわかります、人事の面も含めて。

先ほども聞いてますと、上田議員が言われた東洋食品の本社が東京であると、いろんな意味で税収が全部向こうへ持っていかれるということも含めて、やはりもう抜本的にその考え方を直していかないと、この問題ではい決まりましたというふうにやってもらっては、雇用の面も税金の面もやはり困ると思うんですね。

姫路の最近の大手の会社の子会社でも、撤退とかということで太子町の方も遠く行かれて、雇用の面も大変困っているというふうに聞きます。そういう面でもほかにやっぱり税金を持っていかれるという意味では、やはりこれは私は賛成できないということで反対討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第60号 平成21年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（熊谷直行） 日程第3、議案第60号  
平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第61号 平成21年度
兵庫県太子町介護保険特別会
計補正予算（第2号）

議長（熊谷直行） 日程第4、議案第61号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第62号 平成21年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第2号）

議長（熊谷直行） 日程第5、議案第62号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第63号 平成21年度
兵庫県太子町下水道事業特別
会計補正予算（第2号）

議長（熊谷直行） 日程第6、議案第63号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第64号 平成21年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)

議長(熊谷直行) 日程第7、議案第64号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第65号 平成21年度
兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(熊谷直行) 日程第8、議案第65号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時22分)

(再開 午後2時14分)

議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 発議第2号 ごみ処分等調査特別委員会の設置について

議長(熊谷直行) 日程第9、発議第2号ごみ処分等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(熊谷直行) 本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいま上程されましたごみ処分等調査特別委員会の設置につきまして発議者を代表して提案理由の説明をいたします。

先般、本町議会に対してごみ収集運搬経費削減に関する陳情が賛同者30名の署名を添えて提出をされております。この問題は、これまでも本会議、委員会でも議論してきた問題であり、いまだ解決に至ってはおりません。今回の陳情にもありますように、住民の願いはコスト削減であり、それに関する諸問題は再度議会においても議論する必要があります。また、ごみに関して収集運搬に限らず、現在の瓦れき処分場管理の委託方法にも

問題があると思われま。そこで、現状のごみ処分等のあり方について諸問題を調査するとともに必要な改善策を提言するために調査研究を行う特別委員会を設置します。

設置要綱については読み上げます。

皆さんに配付をしておりますように、ごみ処分等調査特別委員会設置要綱。

1、委員会の設置。ごみ処分等に関する問題を調査するとともに必要な改善策を提言するため、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置する。

2、委員会の名称。ごみ処分等調査特別委員会。

3、調査事項。委員会は次に掲げる事項について所掌する。(1)ごみ収集運搬業務委託に関する揖龍保健衛生施設事務組合負担金のあり方に関する事。 (2)瓦礫処分場管理委託に関する契約のあり方に関する事。

4、委員の定数。委員会は7名の委員とする。

5、委員会の設置期間。平成21年12月22日から調査事項の終了するまで、閉会中もなお継続して3に掲げる調査を行うことができるものとする。

6、調査の経費。兵庫県太子町一般会計、各年度にわたりますが、歳出予算中、款議会費、項議会費、目議会費より必要な経費を支出する。

以上、提案いたしますので、よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

議長(熊谷直行) 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案を可決することに賛成の方は挙手願

います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されましたごみ処分等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、ごみ処分等調査特別委員会の委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時19分)

(再開 午後2時19分)

議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

休憩中にごみ処分等調査特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき委員の互選により委員長に北川嘉明議員、副委員長に橋本恭子議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第10 委員会の閉会中の継続審査について

議長(熊谷直行) 日程第10、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の議案第67号について、会議規則第75条の規定により、お手許に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~  
日程第11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長（熊谷直行） 日程第11、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第8回太子町議会定例会（第423回町議会）を閉会します。

（閉会 午後2時21分）

~~~~~  
議長あいさつ

議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月3日の招集以来、本日までの20日間でしたが、この間議員各位には各会計の補正予算を初め、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、ここにそのご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

なお、町長を初め町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられま

した意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康にご留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~  
町長あいさつ

町長（首藤正弘） 平成21年第8回太子町議会定例会（第423回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日に開会されました今期定例町議会におきましては、予算、条例の各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

なお、継続審査となりました太子町総合計画基本構想の議案につきましては、速やかにご議決賜りますようお願い申し上げます。

また、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいりまいる所存でありますので、町行政に対し一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことをご祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（熊谷直行） どうもご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊 谷 直 行

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 服 部 千 秋